

## 由布市中小企業者 店舗等賃料支援金 ・ 緊急給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により、事業継続が困難となっている市内中小企業者向けの市独自の支援制度です。

※店舗等賃料支援金と緊急給付金の両方は申請できません。どちらか一方を申請してください。

### 店舗等賃料支援金

#### 【対象者】

次の(1)から(4)までを全て満たす方

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者
  - ① 市内に本店または主たる事業所を有する法人
  - ② 市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、令和2年2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月(または前年月平均)と比較して **15%以上減少**している方
- (3) 事業用に店舗等の物件を賃借して、令和2年6月まで市内に事業所を有し、かつ、事業継続や雇用の維持の意思を有している方
- (4) 令和2年1月末に納期限が到来する市税を完納している方

#### 【対象経費・支援金額】

市内の店舗等の物件に係る賃料3ヶ月分  
月額賃料の1/2 補助  
1事業者につき上限 **21万円** (上限7万円/月)

#### 【申請書類】

- ① 申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 賃貸借契約書の写し、またはそれに準ずる月額賃料が確認できる書類
- ③ 市内に事業所を有すること及び売上高等が確認できる書類(直近の確定申告に係る法人事業概況説明書、所得税青色申告決算書、収支内訳書の写し等)
- ④ 減収月の事業収入額を示した帳簿の写し(試算表、売上台帳等)
- ⑤ 振込口座の通帳の写し(支店名・口座番号・名義人等が確認できる箇所)

**【提出先(郵送)】 由布市役所 商工観光課**  
〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

※郵送が困難な場合、下記窓口へ書類をお持ちください。  
場所：由布市役所本庁舎 本館2階 健康増進室  
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

### 緊急給付金

#### 【対象者】

次の(1)から(4)までを全て満たす方

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者
  - ① 市内に本店または主たる事業所を有する法人
  - ② 市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響により、令和2年2月～6月のうち1ヶ月の売上高等が前年同月(または前年月平均)と比較して **15%以上減少**している方
- (3) 事業継続や雇用の維持の意思を有している方
- (4) 令和2年1月末に納期限が到来する市税を完納している方

#### 【給付金額】

1事業者につき **10万円**

#### 【申請書類】

- ① 申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 市内に事業所を有すること及び売上高等が確認できる書類(直近の確定申告に係る法人事業概況説明書、所得税青色申告決算書、収支内訳書の写し等)
- ③ 減収月の事業収入額を示した帳簿の写し(試算表、売上台帳等)
- ④ 振込口座の通帳の写し(支店名・口座番号・名義人等が確認できる箇所)

**【提出先(郵送)】 由布市商工会**  
〒879-5421 由布市庄内町柿原207番地4  
〈お問い合わせ〉 TEL097-582-0094

※郵送が困難な場合、下記窓口へ書類をお持ちください。  
場所：由布市商工会(庄内本所)  
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

※ **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として、郵送申請にご協力ください。**

【申請期間】 令和2年5月7日(木)～7月31日(金) ※郵送必着

※申請書等は市公式ホームページからダウンロードしてください。または、市役所各庁舎、商工会各支所でお渡します。

トップページ > 事業者の皆さんへ > 商工労働

<http://www.city.yufu.oita.jp/biz/syookouroudou/>

〈お問い合わせ〉 由布市商工観光課(本庁舎新館2階) TEL 097-582-1304

